

特243

850

實行組合經營事例

(第三輯)

佐賀縣農會

始



はしがき

練ヶ里實行組合は明治四十一年一月の創立で、大正元年本縣農會が改元記念事業として縣下一般に實行組合組織を奨励したる際、率先其の組織を更め今日に至つたものである。

而して組合運営上に就ては、幾多の支障難關もあつたこと、思はれるが、組合員諸氏は克く精神的に結合し、協力一致組合全体の利益幸福の爲に諸種の事業を計畫實行し、着々として堅實なる發展を遂げつゝあるのである。

三十年間の久しきに亘り、少しの弛みもなく不斷の努力を續け、優良の成績を挙げ來つたことは、縣下稀に見る事實であつて、之れ全く組合員諸氏が眞に組合精神を理解し、組合の本質たる自力性能力を發揮したるに基因するものと信ぜらる。

全組合には未だ今後に残されたる事業もあるであらうが、現に特色ある事實も尠くないので、茲に全組合の報告を其儘上梓頒布し、一般組合經營の参考に資する次第である。

昭和十一年三月

佐賀縣農會



目次

練ヶ里略圖

組合調

口繪寫真

一、組合の沿革

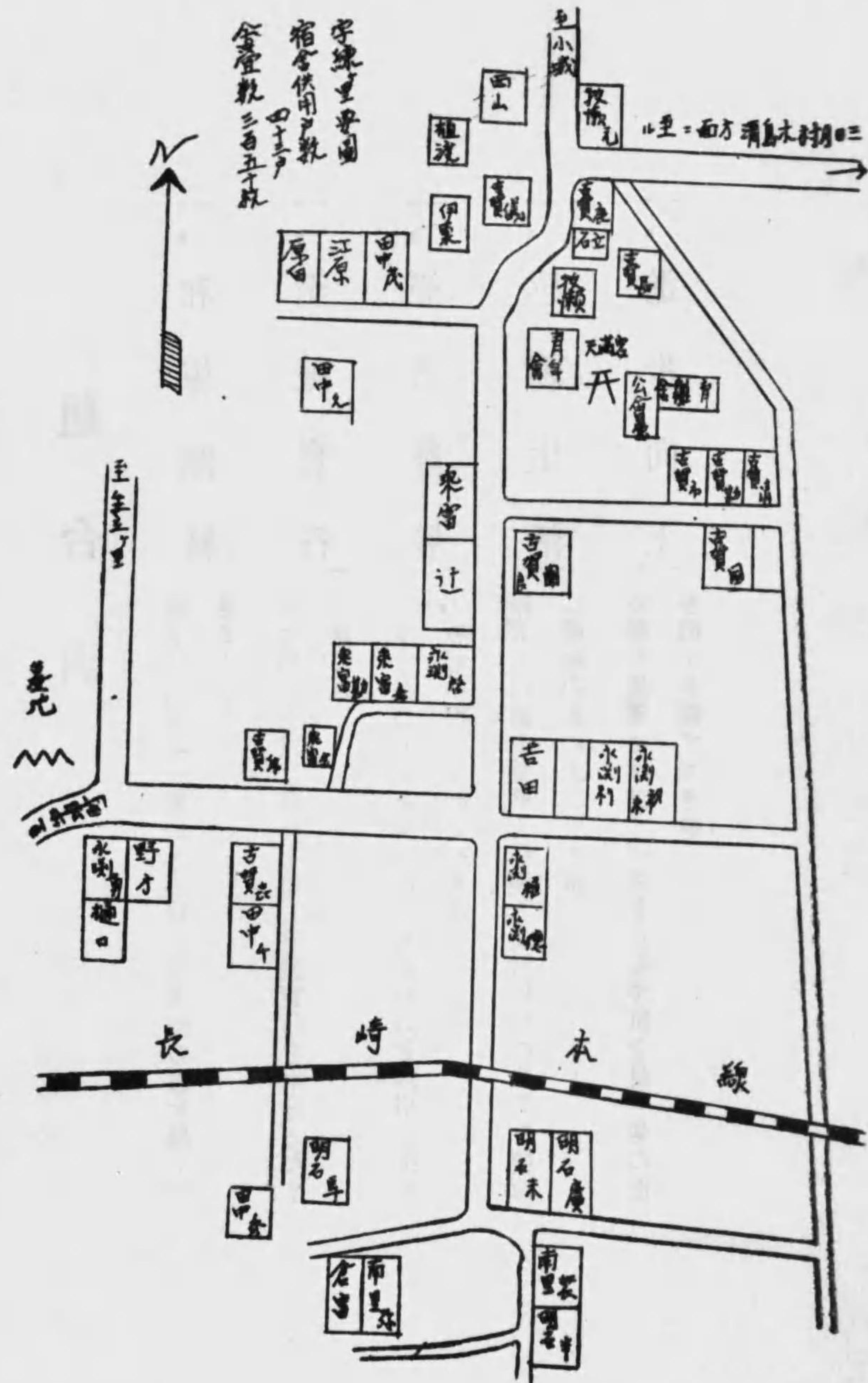
二、組合一般の状況

三、組合の組織

四、組合の経営概要

五、組合の事業

一
二
八
二
一九



組合訓

一、和協團結

組合は大なる一家庭と心得和協團結の實を擧ぐ可きこと

一、至誠實行

互に協約を重じ責務を果し至誠實行を本分となすべきこと

一、經濟發展

家事家業の收支を明かにし共同の力を活用し生産と収益の増加を計るべき事

一、感謝生活

陋習を打破し美風を作興し農村獨特の生活を發揮し感謝の念に生く可き事

一、進歩向上

時勢の進運に伴ひて研究を怠らず組合員一切の進歩向上を期す可き事



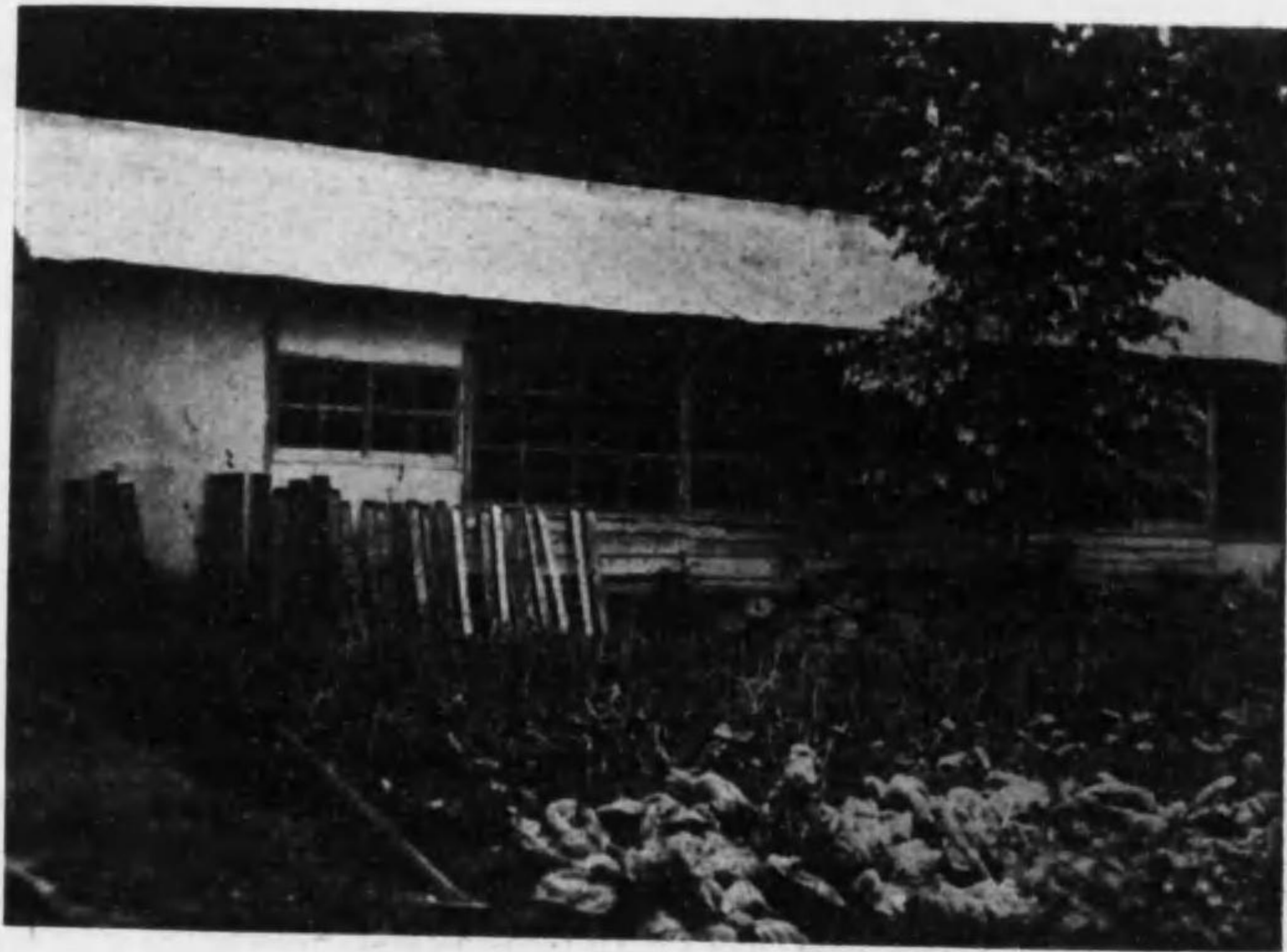
光榮の高松宮殿下賜狀



練ヶ江實行組合幹部
(後方は物建公會堂)



たつなと力動原の動活合組
部幹任主の共と機摺靱力動



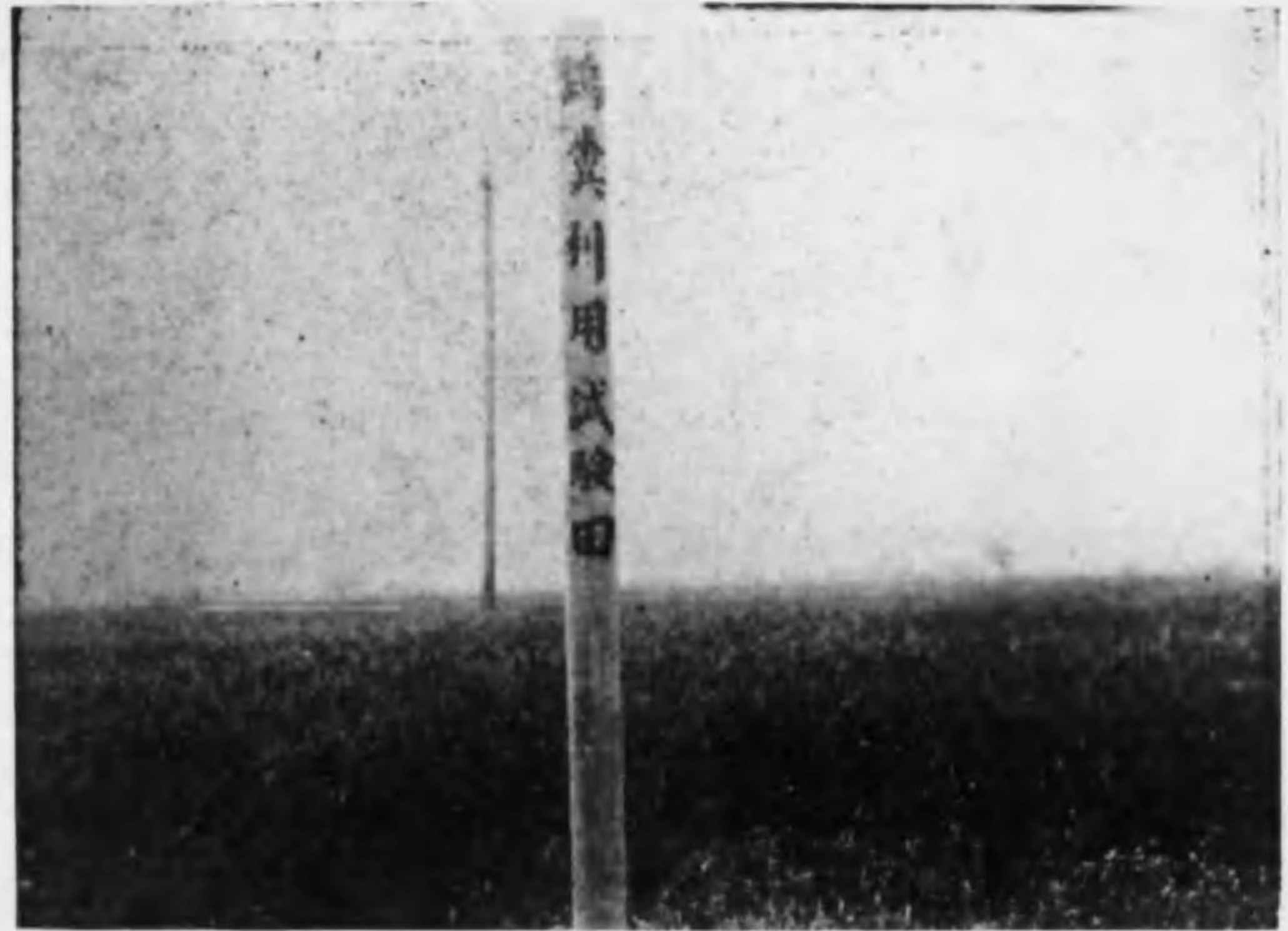
す雛育を羽千五間年舎雛育同共



部幹人婦合組行實江ヶ練
(所臺屬所堂會公は景背)



羊山い愛可ゝるさ育飼に内合組



(麥) 田驗試るむしら知に員合組を値價の糞鶏



所臺く行てれさ善改で織組會講

練ヶ里實行組合經營

一、組合の沿革

本組合は經濟的に豊ならざる農家生活が、偶々日露戦役後の經濟界の不況に依り愈々收支の均衡を失し、年毎に加はる生活の脅威に刺戟され、結局農家の起つべき途は共同の力に依るの外なしとし、明治四十一年一月有志相謀り農事改良組合を組織したるを創めとす。而して同年九月より肥料資金の積立を勵行し、翌四十二年には堆肥舎建設講を組織し、完全堆肥舎の建設と自給肥料の改良増産に努めたり。

次て大正元年に至り、縣農會は改元記念として縣下各部落に農事實行組合の設立を奨勵し農事諸般に亘る改善を誘導せらるゝや本組合は練ヶ里農事實行組合と改稱し、茲に組織的に活動することとなり、肥料資金の積立、堆肥舎の建設は勿論勤儉貯金、共有財産の造成、苗代の改良、水稻品評會、動力農具の利用、共同販賣購買に努め、昭和六年には公會堂を、續いて昭和七年には共同育雛場を建設し、生産的經濟的・社會的各方面に亘り組合事業の進展に努力したり、斯くて

昭和六年には佐賀縣知事より表彰せられ昭和八年には有栖川宮家より御下賜金拜受の光榮に浴し組合員は益々結束組合の充實を計り此の榮譽を辱しめさらん事を期せり。然るに昭和九年には近年稀なる大旱魃に直面し灌漑水の不足は稲作上大なる支障を及ぼすに至れり、茲に於て組合灌漑用石油發動機並揚水ポンプを各戸一臺宛共同購入し、農具の一大改革をなし、又昭和十年度には旱害對策の爲め灌漑用水路の改修築堤の大工事をなす等に努め今日に至れり。

(2)

二、組合一般の狀況

一、地勢及交通

本組合は牛津町東部恰も長崎線牛津、久保田兩驛の中間に位置し、地勢平坦、部落内外にある町道五線を以て近く國縣道に通じ、作道も又荷車を通するもの多く交通概して便なり。

二、土性及耕地狀態

第四紀新層堆積壤土にして地味肥沃なり、耕地は普通一區一町五反歩にして區劃整理良く行はれ耕作に便なり。

灌漑には濠水を用ひ人力用水車にて踏上げ旱天續けば三、四臺の水車を使用し水量不足することあり。排水良好なり。

三、組合員所有土地

區別	田	畑	雜地	原野	宅地	計
總反別	七三・〇〇〇反	一〇〇・〇〇〇反	〇〇・一〇〇反	—	一一・一〇〇反	一七五・一〇〇反
一戸平均	一三・三三	一五・一五	一〇・一〇	—	一・三三	一七・八三

四、組合員耕作反別

區別	自作	小作	計
田	八八・〇〇反	一〇三・八〇反	一九一・八〇反
畑	一三・五〇	一・五〇	一五・〇〇
計	一〇一・五〇	一〇五・三〇	二〇六・八〇

(3)

五、組合區域内戸數

總 戸 數	農 家 戸 數	自 作 別 農 家 戸 數		
		自 作	自 作 兼 小 作	小 作
四三	三六	一〇	二五	二

(4)

六、耕作地の廣狹に依り區別したる農家戸數

農 家 戸 數	區 別					
	五反未滿	五反以上	一町以上	以一町五反以上	二町以上	計
一	一	六	三	八	三六	

七、田畑の價格並小作料 (地價、時價は普通)

區 別	貨 貸 價 格	時 價	小 作 料		備 考
			最 高	最 低	
畑	八〇〇	四〇〇・〇〇	〇・八〇	〇・五〇	
田	三六〇〇	五〇〇・〇〇	一・三六	一・〇〇	

八、農業勞働賃銀 (年雇は食費を含まず)

區 別	年 雇	日 雇		備 考
		農 繁 期	農 閑 期	
男	四〇〇・〇〇	一・二〇	〇・八〇	
女	二一〇・〇〇	一・〇〇	〇・五〇	

九、組合員家族の數及勞働力 (常雇を含む)

組 合 員 家 族 員 數	農 業 從 業 者			能 力 計	農 業 家 族 中 農 業 外 從 事 員 數	耕 牛	馬
	男	女	計				
四三	一八	二二	四〇	五九	一〇	一	三

一〇、生産狀況 (昭和十年) 但し稻作は昭和九年

種 目	組合員 農 戸 數	作 付 反 別 又 は 飼 育 數	戶 當			單 位 生 産 額	總 生 産 額	總 價 額
			最 多	最 少	平 均			
普 稻	三六	七五・二	四三・〇	三〇・〇	二・八	二・七〇	二、二〇〇・〇	五九・三六

(5)

合計	賃金労働	工計	加	産	農	ヒ
			苧	製	製	
			三	一〇	二九	
八四、七四六・六	八六五	一、〇四〇、一	七、四四〇斤	一、〇〇〇噸	九、一〇〇斤	六〇〇
			二九八・三	二〇〇	九、一〇〇	

三、組合の組織

一、組合員職業別戸數

組合員戸數	農業			其他		
	專業	兼業	計	商業	工業	其他
四三	三	一	三	二	一	五
						七

二、組合役員

班長	組合長	顧問	養蠶部長	養鶏部長	藁細工部長	評議員	副組合長	副部長	副部長	副部長	副部長
第一 明石半次郎	明石豊三	永淵權太郎	乗富太一	田中竹一	明石廣三	吉田與八	田中竹一	吉田與八	田中竹一	古賀鹿一	古賀虎一
第二 吉田與八											
第三 古賀嘉一											
第四 西山猪之助											
第五 田中茂三											
第六 古賀虎一											

第七 永淵勇吉

販賣購買係 古賀鹿一 古賀虎一 田中竹一 明石豊三
 副業係 西山猪之助 乗富太一 明石半次郎
 調査係 田中竹一 明石豊三
 出席簿日誌係 明石豊三 南里彌六 樋口政雄 江原興作
 動力農具係 吉田與八 乗富金男

班長	第一班						
	明石半次郎	吉田與八	古賀嘉一	西山猪之助	田中茂三	古賀虎一	永淵勇吉
販賣係	南里彌六	永淵利三	古賀良平	古賀儀三	田中甫	乗富太一	樋口政雄
購買係	田中秀一	永淵一男	古賀政一	古賀長造	全右	乗富榮次	全右
副業係	明石廣三	永淵熊一	古賀光一	古賀熊太郎	原田次郎	古賀喜六	永淵徳一
調査係	明石豊三	永淵利雄	古賀初一	牧瀬勘六	江原與作	田中竹一	野方鋼一

害蟲驅除員 區長 田中竹一 實行組合長 明石豊三
 委員 南里彌六 永淵一男 古賀初一
 田中甫 古賀喜六 永淵徳一
 男子青年團支部長 野方鋼一
 婦人會支部長 伊東テル 副支部長 古賀マチ 辻ハルエ
 女子青年支部長 永淵ハツエ

四、組合の經營

一、組合會

イ、組合總會

總會は春秋二回開催をなし組合事業の計畫、經費收支豫算並分賦、收入の方法、事業成績並收支決算報告、基本財産の増減管理並處分、役員の選任等に關し終日各員の忌憚なき意見を求め研究協議をなし、特に春は家族全員の總集會とし敬老を兼ねたる慰安會を催し有意義に開催す

ロ、組合例會回数並狀況

例會は毎月十五日一回（夜間）開催し翌月に於ける事業の遂行に關する協議並其の期節的農事の研究其他臨時事業の協定等種々の研究協議をなす

ハ、研 究 會

研究會は毎月十日一回（夜間）開催し其月に於ける事業の遂行に關する協議並其期節的農事の研究をなしそれを組合員に周知徹底せしむ

ニ、青 年 部 會

青年部の例會は毎月二十五日（夜間）一回開催し學校教諭、農會技手の指導を受け農事並に普通學の研究協議をなし、事業としては泥土揚げの實行主體となり、揚場の設備、人夫の調達、勞力の無償提供及神社境内道路の修理、外燈の取換等をなし、又基本金積立として小規模の請負作業、理髮等をなし現在四二六・八〇圓の積立をなせり。

ホ、婦 人 處 女 部 會

主婦・處女・合同をなし毎月舊十四日（夜間）例會を開催し僧侶、學校訓導の修養講話、農會技術員の農事講話を受講し併せて料理等の研究をなす。尙婦人部の事業としては、毎月現金五錢

稻スポ二斤宛の積立をなし、現在金五二・一七圓に達したり。處女部としては農業趣味の養成として實習園一畝歩を經營し、尙神社境内道路、公會堂の掃除をなす。婦人部にては此の外更生貯金として毎月一錢貯金、臺所改善積立講會を實行しつゝあり。

ヘ、少 年 部 會

毎週土曜夜（第一土曜男子第二土曜女子）學藝會を開催し知識の向上を計りつゝあり

ニ、組合員の知識啓發

イ、講 習 講 話

例會並に總會の際技術員及教諭の講話を求め、尙村郡縣等にて開催の際は可及全員出席す

ロ、視 察

組合全員農事試験場の視察をなす外養鶏視察、優良實行組合の視察等をなし、又農道會員及婦人部、女子青年部等夫々適當の箇所を選び視察をなす

三、組合員の督勵方法及成績概要

毎日談笑の裡に總會或は例會、役員會、婦人部、青年部等の諸會合をなし、相互に督勵し合ひ

尚實行班或は個人を主體とする米、麥、堆肥、藁細工、競犁會の豫選會を開催し村郡縣主催の品評會、共進會に出品せしむ。

四、共同精神の訓練

相互扶助に於て精神的の訓練をなすと共に、小農の經濟的援助を目的とし、組合内に土地移動ある場合は他村に移動せざる様組合の有力者之れを買受け、小農の小作契約を有利に繼續せしめ、組合員にして不時の災難に遭遇したる場合には之れを組合員全部にて救済す。

五、事務整理の状況

各班の各係に於て夫々整理し組合委員に於て之を取纏めしめ組合長に於て再整理をなす。

六、昭和十年度組合經費豫算

收入之部

科 目	本年度豫算額	備 考
反 割	八三・〇〇〇圓	反當十錢

支出之部

組 合 員 割	四三・〇〇〇	一戸掛り一圓
町 農 會 補 助	一五・〇〇〇	
實 行 組 合 基 本 金 助 成	五〇・〇〇〇	實行組合基本金より助成
郡 町 農 會 賞 金	四〇・〇〇〇	
其 他	八・〇〇〇	篤志寄附其他
計	一三六・〇〇〇	

科 目	本年度豫算額	備 考
例 會 費	三・〇〇〇圓	戸主部、婦人部

種 目	數 量	見 積 價 格	備 考
育 雛 場	全	1174.000	
庫 消 防 機、動 力 機 並 格 納	全	170.000	
青 年 俱 樂 部	全	300.000	
公 會 堂	一 棟	1,000.000 圓	

(17)

七、組合共有財産

調 査 費	15.000	副 業 生 産 の 調 査 費
獎 勵 費	15.000	青 年 部 男 子 10.000 女 子 5.000
計	30.000	

積 立 金	30.000	
共 同 育 雛 維 持 費	10.000	
視 察 費	20.000	戸 主 の 部、婦 人 部 へ 補 助
埴 水 選 費	10.000	
採 種 圃 手 當	6.000	稻 四 圓 麥 二 圓
害 蟲 驅 除 費	3.000	
品 評 會、競 技 會 費	10.000	
講 話 會 費	10.000	
總 會 及 敬 老 會 費	3.000	

(16)

動力機	一臺	400・000	發動機（野田式）
宅地	六〇坪	170・000	
雑地	五畝	140・000	
畑地	四畝	110・000	
現金		0111・1110	共有物收入積立 賞金積立 動力農具資金 559・26 607・27 104,00
計		8,140,110	

八、他団体との連絡

一、農 會

農會には常に技術的指導は勿論例會、事業計劃の樹立、實行組合等の総合的指導を求め又農會を利用することに努めつゝあり

二、産業組合

産業組合には本組合全戸加入し資金蓄積融通を計れり

五、事 業
イ、生産的方面

一、耕地の改良

1、耕地の交換、田區整理、作道の改修

明治四十年、大正二年、同十年、昭和七年の四回に亘り耕作道の改修並増設をなすと共に、田地の交換により集團的ならしめ、枚數の整理を計り耕作上の利便を圖りつゝあり。

尙今後五ヶ年計劃に依り區内全部の作道を巾六尺の耕作道に改修し荷車を容易に通せしめんとす。

2、深 耕

深耕は青年部の事業とし、先づ深耕犁の普及を必要とするを以て青年部は深耕犁の調査撰擇並に購入を斡旋し、町農會主催の競犁會には組合内一日の暇を以て出技者の豫選をなし、町及郡

の競掣會當日は青年は勿論一般組合員も奮て參觀し應援をなし、深耕に努め自給肥料の増施と相俟て地力増進を圖る。

3、自給肥料増産

イ、堆肥舎の建設 堆肥の増産に力を置き、明治四十二年より講會組織により之か建設普及を圖り、現在三十七戸にて堆肥舎四十一棟二百五十七坪を有す。

ロ、堆肥製造 厩舎の敷藁を屢々取換へ、厩肥を其材料とし或は藁を促成堆肥とし、又鶏豚の飼育を増加し一面野草の採取と相俟て之か増産に努む。

ハ、藁の販賣防止 當組合は近く二大板紙會社を控へるも、地力維持の主旨により嘗て藁の不賣を協定し、燃料又は藁工品となすものを除くは堆肥等とし土地に返還することとせしが、現今にてはそれが全く慣行となるに至り。

ニ、泥土揚げ 當組合内の用水濠は廣大の面積に及び、其泥土揚は春季十數日の長期間に亘り其所要の人夫多數に上り人手を雇ふに困難の場合あるを以て泥土揚の日割及人夫の配給は一切青年部に委任し、其活動により公平且つ圓滿に事業を遂行しつゝあり。

ホ、紫雲英採種 綠肥種子の自給を計る爲、縣より原種の配付を受け委託經營により五反歩の採種圃を經營し組合員に配布しつゝあり。昭和十年の自給肥料増産成績左の如し

種目	堆肥	速成堆肥	野草	泥土	鶏糞	青刈大豆		紫雲英		稻藁	計
						反別	數量	反別	數量		
總計	347,000 ㍥	17,400 ㍥	1,000 ㍥	1,000 ㍥	8,000 ㍥	110 反	110,000 ㍥	100 反	100,000 ㍥	10,000 ㍥	558,400 ㍥
一戸當	10,100	520	220	200	110	6	220	3	200	200	17,400
一畝當	880	33	3	26	6	1	22	1	20	3	1,740

二、米、麥作の改良

1、共同採種

採種圃は採種技術の堪能なるものに對し水稻四反（横槌糯一反、神力糯二反、神德二反）麥二反（新中長一反、白小麥一反）の各品種別に夫々委託經營とし育苗、挿秧、害虫驅除、雜穗拔、選種等周到なる取扱ひをなさしめ採種し、水稻は一月二十日麥は七月三十日を種子の交換日と

定め、全耕地に優良品種の普及更新を圖りつゝあり。

米共同採種圃

神德	一反	五石五斗
神山	一反	五石七斗
神力糯	五畝	三石

} 全部配布す

2、苗代の改良

水稻苗代は二町二反歩を十五ヶ所に改良苗代とし、播種量を坪當三合に一定し肥料は最寄共同配合に統一し、害虫驅除は共同に行ひ苗代の改良を圖る。

3、地力増進麥作の實行

麥の生産増加と生産費の減少を計るため、地力増進麥作法の奨励に努めたる處昭和十年小麥作付面積二十三町九反の内之を實行したるもの十六町七反歩(約七割強)に及ぶ。

4、共同害虫驅除

苗代期間の螟蟲驅除は點火誘殺と小學兒童及組合員の共同捕蛾採卵をなし、又本田に於ては各戸一人宛出夫し葉鞘變色莖の一齊採取を行ひたり、其昭和十年の成績次の如し

螟 卵	七 回	六〇、一一三塊	葉鞘變色莖	五九六尺締
螟卵買上	四五圓	(小學兒童に賞與す)		

5、共同灌溉

昭和九年未曾有の大旱魃に際會し、全農家一臺當の石油發動機並ポンプを購入し灌溉水を容易ならしめ、一面引水の便を計る爲め水の引入口を擴大完全にし、貯水池の築堤口の水を防ぐ爲めコンクリートを施し貯水を完全に併せて灌溉の便を計れり、購入したる發動機及ポンプ左の如し。

發動機	カルイ式	二馬力半	三二臺	一臺	一一〇圓
	全	一馬力半	三臺	一臺	一一〇圓
ポンプ	一二吋	六尺物	二二	一個	一八圓
	二〇吋半	九尺物	三五	一個	二七圓

6、共同調製

産米の品質改善統一並努力の節約を目的とし、大正十四年に動力用扱摺機を購入し、動力係を設け共同調製を實行しつゝあり、昭和十年の成績左の如し。

品名	共同戸数	機械使用日数	調製數量	所要勞力	所要經費	機械使用料金	備考
玄米	三	八〇日	五、三〇〇 呎	一八〇 人	二五、八〇 圓	一呎當十 五三〇・〇〇 錢	備 勞力は運轉外の勞力にして委託者の負擔なり

(24)

三、養蠶改良

1、稚蠶共同飼育

養蠶の技術的改善と勞力並に經費の節約を計るべく共同稚蠶飼育を實行せり、昭和十年成績次表の如し。

區別	戸數	蠶品種	飼育所數	飼育瓦數	飼育期間	備考
春蠶	三	支歐交雜	七	五八 瓦	三齡起眠迄	最寄數戸づつ飼育するものなり

四、養鶏の改善普及

自給肥料と農家所得の増加を計るため昭和三年より數名養鶏を起すこととなりて漸次普及し、昭和四年には名古屋より白色レグホン雛五五〇羽、昭和五年一、〇五〇羽昭和七年七〇〇羽を共同購入し、尙自家母鶏孵化に依り増加に努むると共に、芦津川養鶏組合(芦刈、牛津、砥川合同)設立せらるゝや、飼料の共同配合、卵の共同販賣等と相俟つて本組合の事業も順調に進展し、昭和七年飼育戸數二七戸飼育羽數(年間通じ)二、八〇〇羽生産額五、三九一圓に達したり。

斯くて昭和七年度には經費二八五圓を投じ二坪半の共同育雛場を建設し、昭和八年春季より共同育雛を實行し養鶏の改良發展を計る。斯くて副業養鶏の効果は茲に認められ昭和九年度には共同育雛場を十九坪半に増築し、一回に一、五〇〇羽の育雛を行ふこととなり、育雛には主任一名を置き手傳は申込羽數に割當て一日一名づつ交代にて行へるが昭和十年成績は左如し。

季節別	回別	育雛初	飼育羽數	飼育日數	育雛歩合	平均重量	百羽育雛費
春季	第一回 第二回	一月二八日 三月二五日	一、五〇〇 三、五〇〇	四五日 三〇日	九三 九二	八〇〇 匁 六〇〇 匁	一二圓 八圓
秋季	第三回	一〇月五日	一、一五〇	二八日	九〇	五五匁	七圓

(25)

五、水田裏作蔬菜の改良

水田裏作利用に依る農家収入の増進を圖る爲、昭和七年より瓜類、葱頭、馬鈴薯其他の蔬菜栽培を初め、逐年技術の練磨向上を圖り更に茄子其他育苗及午勞、南瓜の栽培に重きを置く方針にて之か研究に努めつゝあり。

ロ、經濟的方面

一、農家經濟簿の記帳

農業又は一家の收支並に勞力の分配状態を明らかにし經濟的觀念を涵養する爲、從來經濟簿の記帳を奨励しつゝありしも、記帳するもの僅かに七名なるを以て、昭和八年度より有栖川宮家より御下賜金拜受の光榮記念事業として全組合員に農家經濟簿の記帳を實行せしむることゝし督勵の結果其成績概して良好なり

二、基本金蓄積

組合とし或は個人として各方面より授與されたる賞與金及共有物たる用水濠より生ずる菱、鯉鮒其他雜魚の賣却に依る收益金及動力農具利用收益金等は全額組合事業基金として積立て、公

會堂の建設、神社拜殿或は道路の改修等組合事業進展の資に供しつゝあるが、昭和十年度末現在額次の如し。

共有物收入積立金	五五九圓二六錢
賞與金積立	六四七圓九七錢 <small>(昭和七年公會堂新築費四百五十一圓七十三錢支出殘金)</small>
動力農具利用積立金	一〇五圓
合 計	一、三一二圓二三錢

三、組合事業資金蓄積融通

農業經營費、生計費、納税或は臨時的に必要な資金の蓄積を計るため明治四十一年頃より肥料株金、勤儉貯金、信用組合資金の名に於て夫々蓄積の融通を計りつゝあるが其の成績左の如し。

種 目	金 額	開 始 年 月	積 立 融 通 方 法
肥料株金	四三九・七三〇圓	明治四十一年九月	一口を三圓として四十口とし一二六圓を基礎とし組合員肥料資金に融通す

勤儉貯金	二、三三・一三〇	明治四十二年八月	明治四十二年より大正十年迄一戸拾錢毎月積立其後二十錢に増加し積立組合長保管す
信用小組合資金	一、五七三・四三〇	大正十四年十二月	一株拾圓七十五株七五〇圓を得之れを基金とし組合員に之れを融通す
實行組合賞金積立	六四七・九七		
村共有金積立	五五九・二六		

(28)

四、貯金

各種貯金は夫々目標を定め産業組合に預け入れ、其成績左の如し。

種目	目的	現在額 (十年九月)	蓄積方法
高松宮家御下賜金	事業資金	一〇〇・〇〇〇	定期据置貯金にす
青年部貯金	全	四三六・八〇〇	開始年月日、大正四年御大典記念事業として始む小規模請負事業益金等を積立つ

婦人部貯金	全	二九・九一〇	毎月例会にスボ二斤宛蓄積、毎月一人五錢宛集金し會費に充て残額を貯金す、米毎月白米一升(各戸より)積立
經濟更生貯金	全	四八七・六七〇	一日一錢毎月集めて(各戸より)貯金す
組合是設定記念貯金	全	—	反當玄米二升宛

五、肥料、飼料、日用品の共同購入

産業組合、農會、養鶏組合より又組合自體にて共同購入をなしつつあり、今昭和十年度實行したる其購買金額一四、七二九、九三錢にして其の内譯左の如し。

種目	金額	備考
肥料	五、七四八・〇〇〇	配合肥料、硫安、大豆粕、石灰
飼料	六、九八六・九三〇	郡養鶏組合配合飼料
初生雛	八、四〇〇・〇〇〇	縣養鶏組合聯合會より一、七〇〇羽

(29)

農具並日用品	1,535,000	農具、木、石炭、種子、種苗、日用品其他
--------	-----------	---------------------

六、共同販賣

種目	數量	金額	備考
玄米	1,655 俵	19,200,000 圓	牛津町産業組合に出荷す
菜種	10	80,000	全
小麦	355	2,555,000	全
蠶豆	20	20,000	全
蒭	267.3 ヲ	1,283,000	片倉製糸所に出荷
鶏卵	36,125 斤	9,756,000	郡農會幹旋所に出荷

社會的方面

一、公會堂の建設利用。

昭和七年十月組合の中央にある神社の境内に經費八〇〇圓を以て公會堂を建設し組合事務所とし、總會、例會、主婦會、研究會、講話會其他諸集會の會場にご利用し、又料理器具其他組合用品を設備し組合員の利用に便ならしめ、尙組合表彰狀、組合是其他組合事業を揭示し組合精神の涵養に力めつゝあり

種目	數量	金額	備考
繩	20,000 斤	210,000	牛津町農會に依頼す
苧	7,500 斤	228,500	郡農會に依頼す
蔬菜類	1	300,000	全
合計		738,500	

二、消防器具の設備並活動

火災其他に付自治的警備を計るため組合に於て昭和二年消防器具並格納庫を神社の境内に設備し専ら其任務に努めつゝあり。

三、社會奉仕

青年部に於ては毎月二回早起會を開催し道路の砂入修理をなし女子青年部に於ては毎月一日、十五日の二回神社、青年會場、公會堂、道路等の掃除をなし、尙道路の主要なる五ヶ所には電燈を設備し暗夜の交通を便ならしめたり。

四、相互扶助

小農の經濟的援助を目的とし、組合内に土地移動ある場合は他村に移動せざる様組合の有力者之を買受け、小農の小作契約を有利に繼續せしめ、又納税、講掛其他臨時的に資金を必要とする向には組合信用資金より一人五拾圓を限り融通をなし、特に貧困者にて、信用資金を借受の場合には組合員協議の結果年三分又は無利子にて貸付けることあり。又馬死亡したるときは一戸一圓を據金し見舞金として贈りつゝあり、昨年組合員中の運搬業者にて米や肥料を運搬中過て水中に轉落せしが組合員舉て之を救済せし事實あり、組合員萬一住宅火災に罹りたる時は協

五、消費節約申合規約

議の結果各戸より金拾圓宛を據金して贈り相互扶助をなす。

1、祝儀

イ、婚禮披露宴振舞は門内及親戚仲間中丈けと定む。

ロ、女茶講は組合全部で（一戸一名の女）膳部は取肴引肴無し、但し女嫁の出入同じ花嫁の御茶配りは廢止すること。

初歩き土産は門中親戚中のこと、正月の餅も同様なり。

ハ、厄入、棟上祝の客は本人の希望にす、場所は成る丈け公會堂を利用すること。

2、葬儀に關する件

イ、加勢人は一戸一人のこと。

ロ、主人死亡の葬送加勢は（イ項の外）長男仲間丈け二男三男仲間廢止

ハ、七日忌振舞や供養客は門中親戚中のこと。

ニ、供養は一日供養とし手引廢止のこと。

ホ、組合員家族傳染病に罹りし場合は消毒費用の全部を村衛生組合と罹病患者側とに分れて之れを支拂ふ。

ハ、葬送の際は各戸一名以上會葬すること。

3、其 他

イ、病氣見舞人に對し食事を出すべからず。

ロ、三夜待寄合又は組合會合の食事は酒一人五勺以下とす。

ハ、煙草はきざみ煙草ハギ以下とすること。

4、將來實行せむとする事項

一、耕作道路を完備して堆肥其他の運搬を便ならしむること

二、自給肥料の増産並泥土揚を一層勵行すること

三、裏作の改良普及を徹底せしむること

四、共同作業場並に農産物集積場を建設すること

五、經濟簿の記帳を組合全員に及ぼし之か活用を圖ること

六、養鶏收入の一刻を毎月蓄積し融通資金として利用すること

以上

附 練ヶ里信用小組合規約

一、本組合ハ練ヶ里信用小組合ト稱シ練ヶ里區内ノ現住者ヲ以テ組織ス

一、本組合ハ當區内ニ現住シ納税、講掛其他當座ノ小使錢ニ必迫セル者ニ小額融通スルヲ以テ目的トス、但シ當區内ニ現住スルモノト雖モ組合員外ニハ融通スルコトヲ得ス

一、本組合ハ拾圓ヲ以テ一口ノ出資金トシ大正十四年十二月十五日ニ掛込ミ一回ニテ完了ス

一、本組合員ニシテ他ニ轉住又ハ自己ノ都合ニ依リ脱會スル場合ハ何時ニテモ出資金丈ケハ返戻シ利益金ノ配當ヲ附セサルコト

一、當區内ニ現住スル者ニシテ新ニ分家シタル場合ハ總會ノ決議ニ依リ新ニ組合員タルコトヲ得但シ入會當時最低額拂込者ノ出資ヲ一時ニ出資スルモノトス

一、本組合ニハ會計係一名、監査役二名、評議員四名ノ役員ヲ置キ組合員中ヨリ互選ヲ以テ選出ス、但シ任期ハ二ケ年トシ再選スルヲ得

一、監査役、評議員ハ無報酬トシ會計係ニハ年手當五圓ヲ支給ス

一、會計係ハ金錢ノ出納及帳簿ノ整理ニ關スル事務ヲ掌リ評議員ハ組合員ニ對スル貸付金ノ限定
其他組合ニ對スル一般ノ協議ヲナスモノトス、監査役ハ會計係ノ保管スル帳籍ヲ毎年二回以
上検査スルモノトス

一、監査役ハ帳簿ノ検査ヲ必要ト認ムル場合ハ會計係ノ保管スル書類ヲ何時ニテモ検査スルコト
ヲ得

一、組合員ニ對スル貸付金ハ借主拂込ミタル金額迄ハ何時ニテモ會計係ニ於テ貸付クルコトヲ
得、但シ借主ノ拂込以上ノ金額ヲ要求スル場合ハ會計係ハ評議員ノ許可ヲ得ルニアラサレハ
勝手ニ貸付クルコトヲ得ス

一、會計係ハ貳拾圓以内ノ金額ハ常ニ自宅ニ保管スルコトヲ得ルト雖モ其レ以上ノ金額ハ銀行預
金タル可キコト

一、本組合ヨリ借入レヲ欲スル者ハ金額ノ多少ニ拘ラス借用證ニ押印シテ會計係ニ差出ス可キコ
ト

但シ用紙ハ會計係ヨリ一定シタル用紙ヲ求メ一枚ニ付二錢宛即時支拂フ可キ事

一、貸付金ハ一回金五拾圓以下トシ利子ハ百圓ニ付日歩三錢ノ割合トス、但シ總會ノ決議ニ依リ
隨時變更スルコトヲ得

一、貸付金ノ返済ハ何時ニテモ爲スコトヲ得ト雖モ毎年十二月十五日迄ニハ元利共必ス拂込ムモ
ノトス若シ前記ノ期日迄返済セサル時ハ貸付ヲ中止スルハ勿論總會ノ決議ニ依リ組合ヨリ除
名スルコトアル可シ

一、本組合ハ毎年當區内臨時割ノ日總會ヲ開クモノトス但シ必要ノ場合ハ臨時總會ヲ開ク事アル
可シ

一、本組合ノ決算期ハ十二月末日トシ總會ノ時會計係ヨリ收支計算ヲ報告ス可シ

一、本組合ノ決議權ハ出資額ノ多少ニ拘ラス總ヘテ平等トス

一、本組合ノ規約ハ總會ノ決議ヲ經ルニアラサレハ變更スルコトヲ得ス

一、一口拾圓ニテ總口數七十三口ニシテ四十一名ノ加入者アリテ組織ス

六、練ヶ里實行組合同規約

第一條 本組合ハ共同一致農事改良發達ヲ圖リ組合員相互ノ福利増進ヲ圖ルヲ以テ目的トス
第二條 本組合ハ練ケ里農事實行組合ト稱シ牛津町大字柿樋瀬字練ケ里部落ヲ以テ組織ス
第三條 本組合ハ第一條ノ目的ヲ達スルタメ左記事項ニ付實行ヲ期スルモノトス

一、耕地改良

二、自給肥料ノ改良増殖並肥料ノ配合

三、水稻麥作ノ改良増殖

四、購買、販賣方法ノ改善

五、改良農具ノ使用及共同作業

六、副業ノ普及

七、土地ノ利用増殖

八、農業資金ノ蓄積融通

九、農家經營簿ノ記帳

一〇、農村社會的施設

一一、其他必要ナル事項

第四條 本組合ニ左ノ役員ヲ置ク役員ハ總會ニ於テ組合員中ヨリ之ヲ選舉ス

組合長一名、副組合長二名、委員若干名、顧問若干名

第五條 組合長ハ組合諸般ノ事務ヲ處理シ副組合長ハ組合長ヲ補佐シ委員ハ各分擔事務ニ従事スルモノトス

第六條 役員ハ任期ヲ三ケ年トシ再選ヲ妨ケス 但シ補欠者ノ任期ハ殘任者ノ殘任期間トス

第七條 役員ハ名譽職トス、但シ總會ノ決議ニ依リ報酬ヲ給スルコトヲ得

第八條 本組合事務所ニハ規約、組合員名簿、日誌、會計簿、事業成績簿其他必要ナル帳簿ヲ備付置クモノトス

第九條 會議ハ總會及役員例會トシ組合長之ヲ召集ス總會ハ年一回之ヲ開キ役員會、隨時例會ハ毎月十五日開催ス、但シ組合長又ハ役員會ニ於テ必要アリト認ムル時ハ臨時總會ヲ開クコトヲ得

第十條 組合格約ノ變更、業務執行ノ方法經費徵收ノ方法ハ總會ニ於テ之ヲ決ス

339
1302

但シ經費ハ組合員ノ負擔及篤志者ノ寄附ニ依ルモノトス

第十一條 總會及役員會ノ開會ハ總員半數以上ノ出席ヲ要シ其ノ過半數ヲ以テ議決ス
但シ可否同數ナルトキハ會長之ヲ決ス

第十二條 本組合ノ事業年度ハ一月一日ヨリ十二月三十一日ニ至ルモノトス

第十三條 本組合ニ加入セントスルモノハ組合長ニ申出テ役員會ノ承認ヲ受クルモノトス、組合員脫退セントスル時ハ其旨組合長ニ届出テ其ノ承認ヲ受クヘシ

第十四條 組合員組合規約ニ違反シ又ハ組合業務ヲ妨ケ若クハ信用ヲ傷クル所爲アルトキハ組合會ノ決議ニ依リ之ヲ除名スルコトアルヘシ

第十五條 本組合ヲ脫退シタル者若クハ除名セラレタル者ハ本組合財産ニ對スル權利ヲ失フモノトス

第十六條 本組合員四分ノ三以上ノ同意アルニ非サレハ解散スルコトヲ得ス

第十七條 本組合員ハ本規約ヲ遵守實行ヲ誓約スルタメ署名捺印スルモノトス

昭和十一年十月二十日印刷
昭和十一年十一月十七日發行

發行所 佐賀市松原町 佐賀縣農會

著作兼發行者 橋本與一

印刷者 佐賀市西田代町七番地 野村章平

印刷所 佐賀市西田代町七番地 野村印刷所 電話九七一

終

